

冒認商標無効・取消係争支援事業 ～申請から補助金助成までの流れ～

実施期間	実施フロー	実施内容、留意点等
10月31日まで	〔0〕申請内容打合せ	具体的な被害状況、詳しい申請内容等につき、担当者との打ち合わせを行います。
	〔1〕申請書の提出	申請書に、登記簿謄本の写し、会社の事業概要、直近の決算書の写し等、対象国で第三者が既に出願または登録している商標と同一又は類似の、申請者が日本国内で有する商標権の権利証の写し、対象国で第三者が申請者の日本国内の商標権と類似又は同一である冒認商標を出願又は登録していることを示す証拠書類等、暴力団排除に関する誓約事項及び役員名簿、その他必要な書類を添付し、ご提出ください。
	〔2〕審査	〔1〕の書類を基に、助成の可否を決定します。
採択後、12月31日まで	〔3〕結果を通知	〔2〕の審査の結果、採択となった場合には、ジェットロより申請者に対し、採択通知を発出します。
	〔4〕助成対象経費の支出	助成対象となる経費が発生する際は、その支出を証明する資料の添付が必要です。 例：異議申立・無効審判請求・取消審判請求費用、 弁護士・弁理士等の代理人費用 ※助成対象となるのは、 採択後から12月31日 の間に発生した経費です。 ※裁判所からの損害賠償額及び和解金、また拒絶査定不服審判や商標買取に係る費用は補助対象外です。
1月31日まで	〔5〕実績報告書の提出	実績報告書 に必要項目を記入のうえ、 1月31日までに ジェットロまでご提出ください。
	〔6〕確定支払額を通知	〔5〕で提出された実績報告書に基づき、ジェットロは補助金額を確定のうえ、通知します。
3月末まで	〔7〕補助金支払請求書の提出	〔6〕で確定支払額通知を受けましたら、ジェットロに精算請求書をご提出ください。
	〔8〕補助金の支払	ジェットロは〔7〕で精算請求書を受領後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。